

JOYO BANK NEWS LETTER

2025 年 8 月 1 日

S. H. N株式会社に対する サステナビリティ・リンク・ローン/常陽フレームワークの実行について

常陽銀行（頭取 秋野 哲也）は、このたびS. H. N株式会社（代表取締役 高橋 竜太）に対し、サステナビリティ・リンク・ローン/常陽フレームワーク*（以下、「SLL/常陽 FW」）を実行しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

S. H. N株式会社は、従業員が働きやすい環境の提供を経営における重要な取り組みと位置づけており、SLL/常陽 FW による資金調達を通じて、正規雇用率の上昇を目指します。

なお、SLL/常陽 FW は、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」等への適合性について、株式会社日本格付研究所（JCR）から第三者意見を取得しています。

当行およびめぶきフィナンシャルグループは、「地域とともにあゆむ価値創造グループ」を長期ビジョンとして掲げ、今後ともステークホルダーの皆さまの課題に寄り添い、ともにあゆみ解決することで、新たな価値を創り続けてまいります。

* 事前に設定された複数の評価指標（KPI）のなかから、お客さま自身のビジネスと関連性の高い KPI を 1 つ選択いただき、取組目標である「サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPT）」の達成状況に応じて金利引下げのインセンティブを設定した、中堅・中小企業のお客さま向けの当行独自商品です。詳細は、2024 年 2 月 15 日付ニュースリリース「[『サステナビリティ・リンク・ローン/常陽フレームワーク』の取り扱いについて](#)」をご参照ください。

記

1. SLL/常陽 FW の概要

実 行 日	2025 年 7 月 31 日（木）
融 資 額	5 千万円
資 金 使 途	運転資金
K P I	正規雇用率
S P T	2029 年 12 月末までに正規雇用率 75%

2. 企業概要

企 業 名	S. H. N株式会社
代 表 者 名	高橋 竜太
所 在 地	東京都渋谷区広尾 1 丁目 1 番 39 号 3F
事 業 内 容	外食事業、飲食フランチャイズ事業他
設 立	2014 年 7 月
U R L	https://shn-food.co.jp/

以 上



常陽銀行



常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5
Tel. 029-231-2151(代表) www.joyobank.co.jp

株式会社日本格付研究所（JCR）は、金融機関が策定した中堅・中小企業向けの
サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに基づく個別ローンに対する第三者意見を公表します。

S. H. N 株式会社

サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに 基づく個別ローン

新規

<サステナビリティ・リンク・ローン原則等及びフレームワークへの適合性確認結果>

評価対象のローンは、サステナビリティ・リンク・ローン原則等および
常陽銀行のサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに適合している。

評価対象	サステナビリティ・リンク・ローン
借入額	5,000 万円
貸付人	株式会社常陽銀行
貸付契約日	2025 年 7 月 31 日
返済期限	2030 年 7 月 31 日
KPI	正規雇用率
SPT	正規雇用率 75%(2029 年 12 月期)

適合性評価の概要

▶▶▶ 1. S. H. N 株式会社の概要

評価対象のローンの借入人である S. H. N 株式会社の概要を以下の通り表 1 に示す。S. H. N は、和食・居酒屋・餃子店・洋食等の飲食店舗運営業務を中心に、予約管理のコールセンター業務や集客広告業務を手掛けている。経営理念である「私たちは社業を通じ 全世界の人々に食べる喜びと安らぎの場を提供し 心身のリフレッシュと生きる糧となることを念願し 幸せで希望に満ちた明るく楽しい社会づくりに貢献します。」に基づき、本社含む国内全 4 拠点を構え、グループ会社、海外現法と連携しながら、幸せへの架け橋となりうる日本の食文化を世界中に広げ、食を通じて世界をつなぐために事業を展開している。

表 1：借入人の概要

会社名	S. H. N 株式会社
本社所在地	東京都渋谷区広尾 1 丁目 1 番 39 号 3F
事業内容	外食事業、飲食フランチャイズ事業他
設立年月日	2014 年 7 月 2 日
代表者	代表取締役 高橋 竜太
従業員数	84 人（2024 年 12 月時点）

▶▶▶2. S. H. N のサステナビリティに関する方針・取り組み

S. H. N は、国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）に賛同し、2025 年 2 月に SDGs 推進宣言を行った。「格差の是正」「働きがい」「省エネ・節電」「社会課題解決に資する商品・サービス開発」を重要なテーマとして掲げており、事業を通じた持続可能な社会の実現に向けて積極的に取り組んでいる。また、スポーツ庁によるスポーツキャリアサポートコンソーシアム¹※にも加盟しており、健康促進や青少年の育成、コミュニティ形成において重要な役割を果たすスポーツの振興を支援し、地域社会の活性化、健康で活力ある環境で活動できる社会づくりに貢献している。

▶▶▶3. 評価対象のローンに係る第三者意見

本第三者意見は、2024 年 2 月に常陽銀行によって策定されたサステナビリティ・リンク・ローン/常陽フレームワーク（中堅・中小企業向け）に基づき、常陽銀行が S. H. N に対して実行するローン（本ローン）に対して、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」²及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」³（これらを総称して「SLLP 等」）への適合性を確認するとともに、同フレームワークで定めた事項の遵守状況を確認したものである。

S. H. N は、2025 年 2 月 SDGs 推進宣言において「格差の是正」「働きがい」を掲げており、全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、個性を尊重した主体的な挑戦をサポートしている。また、行動規範として、「健康第一：心身の健康を大切にし、自身の最高のパフォーマンスを発揮できるように努めます。心身ともに充実した日々を送り、常に生き活きとした状態を保ちます。」「人を大切にする：従業員、お客様、パートナー、そして社会。関わるすべての人々の個性と尊厳を重んじます。」を定め、同社社員が働きやすい環境の整備に取り組んでいる。格差是正に向けては、正規・非正規等によらず社員との活発なコミュニケーションを通じて、平等な雇用に努めている。

以上より、本 KPI は同社にとって有意義なものであり、本 SPT は同社の過去取り組み実績や他の中堅・中小企業の実績と比較して、野心的である。

なお、S. H. N は、本 SPT の達成に向けて、以下の取り組みを実施する予定である。

- ・パートタイム労働者等から正社員への転換制度の整備
- ・女性の正規雇用の推進

本ローンは、SPT の達成状況に応じ財務的特性を変化させる取り決めとなっている。また、本ローン実行後のレポートは適切に計画されており、KPI の実績について第三者検証が予定されていることを JCR は確認した。

S. H. N は、本ローン実行時点で予見し得ない状況により KPI や SPT を変更する場合には、変更内容について常陽銀行および JCR に確認する予定である。

¹ スポーツ庁委託事業「スポーツキャリアサポート推進事業」の一環として 2017 年 2 月に創設。スポーツ界、教育界、経済界などが連携して、アスリートのキャリア課題について、検討、解決案を提案するため会員が保有する資源や情報を共有しながら、連携・協働・支援を促進することを目指している。

² Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Market Association (LMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA). Sustainability-Linked Loan Principles 2023。なお、JCR は 2025 年 3 月に公表された「Sustainability-Linked Loan Principles 2025」との適合性も確認している。

³ 環境省 サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版 (https://www.env.go.jp/press/press_00186.html)。なお、JCR は 2024 年 11 月に公表された「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版」との適合性も確認している。

▶▶▶4. SDGs との整合性について

本 SPT は、SDGs の 17 目標のなかで下記目標に対してインパクトが期待される。



▶▶▶5. 結論

以上より、JCR は本ローンが SLLP 等および常陽銀行のサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに適合していることを確認した。

(担当) 玉川 冬紀・佐藤 大介

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、Asia Pacific Loan Market Association（APLMA）、Loan Market Association（LMA）、Loan Syndications and Trading Association（LSTA）が策定したサステナビリティ・リンク・ローン原則及び環境省が策定したサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインへの評価対象の適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況を評価するものであり、将来における状況への評価を保証するものではありません。また、本第三者意見は、サステナビリティ・リンク・ローンによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。設定されたサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットの達成度について、JCR は借入人又は借入人の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を提供するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本第三者意見を提供するうえで JCR は、APLMA、LMA、LSTA、環境省及び国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
- ・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
- ・ポジティブ・インパクト金融原則

3. 信用格付業に係る行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業に係る行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、借入人及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるサステナビリティ・リンク・ローンに係る各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、サステナビリティ・リンク・ローンについて、APLMA、LMA、LSTA によるサステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性に対する第三者意見を述べたものです。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ 認定検証機関)
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則、Climate Transition Finance 作業部会メンバー

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル